

記ノ通りニ有之

一 経過 記

1. 交渉状況

(1) 二日労働者宮腰外廿名ハ長谷川社長ニ會見シ不
當解雇ハ承認スル事能ハストテ解雇通知書ヲ一
括シテ返戻シタルニ事業主側ハ給料支拂ト全時
ニ退職手首ヲ給與スルヲ以テ今後何等ノ交渉ヲ
爲サズル旨ノ誓約書ノ提出ヲ要求シタル又労働
者側ノ容ル、處ト爲ラステ袂別セリ

(2) 三日労働者小寺外七名ハ長谷川社長ヲ訪問先決
問題トシテ未拂給料ヲ支拂ヒ解雇問題ハ別箇ニ

交渉スヘク主張シ事業主側ハ解雇者中四十名ノ
復職ヲ認メ解雇者ニハ手首總額千五百圓ノ交付
ヲ主張シタル又労働者側ノ容ル、處トナラスシ
テ袂別セリ

B. 事業主側

何等ノ行動ナシ

C. 労働者側

労働者ハ連日五六十名宛爭議團本部ニ集合對策ヲ

協議シツ、アリ

右及申(通)報候也